

都道府県・政令指定都市名	05 秋田県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	秋田県女性の活躍推進本部
設置年月日(西暦)・根拠	2015年10月8日 根拠: 秋田県女性の活躍推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	秋田県男女共同参画審議会
設置年月日(西暦)	2002年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計画期間(西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第5次秋田県男女共同参画推進計画
改定・見直しの予定時期	2026年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	秋田県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2002年3月29日
	施 行 日(西 暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	2025 年度まで	40 %		
根 拠	第5次秋田県男女共同参画推進計画 2021年3月15日				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、法律又は政令により設置されている審議会等、条例により設置されている審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(79)うち女性委員を含む審議会等数(74)		
			延総委員等数(1,018)延女性委員等数(334) 女性比率(32.8)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(79)うち女性委員を含む審議会等数(72)		
			延総委員等数(1,348)延女性委員等数(369) 女性比率(27.4)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(34)		
			延総委員等数(775)延女性委員等数(190) 女性比率(24.5)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)		
			延総委員等数(61)延女性委員等数(16) 女性比率(26.2)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	106 人	(2023 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	委員単位での女性委員への変更可能性の調査・検討、審議会単位での最終目標年度までの年度毎女性委員数目標の設定			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
		うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率(%)	(B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職	
		(人)	(人)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	258	26	10.1	18	3	16.7	64	1	1.6	176	22	12.5
	うち一般行政職	206	25	12.1	17	2	11.8	41	1	2.4	148	22	14.9
支庁・地方事務所等	計	100	10	10.0	4	0	0.0	30	2	6.7	66	8	12.1
	うち一般行政職	59	10	16.9	4	0	0.0	10	2	20.0	45	8	17.8
全体	計	358	36	10.1	22	3	13.6	94	3	3.2	242	30	12.4
	うち一般行政職	265	35	13.2	21	2	9.5	51	3	5.9	193	30	15.5
再掲	警察関係	64	0	0.0	0	0		32	0	0.0	32	0	0.0
	教育委員会	17	1	5.9	0	0		2	0	0.0	15	1	6.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	827	133	16.1	442
	うち一般行政職	706	127	18.0	278	75	27.0
支庁・地方事務所等	計	1,163	281	24.2	698	163	23.4
	うち一般行政職	888	214	24.1	335	102	30.4
全体	計	1,990	414	20.8	1,140	247	21.7
	うち一般行政職	1,594	341	21.4	613	177	28.9
再掲	警察関係	264	35	13.3	431	46	10.7
	教育委員会	351	146	41.6	91	50	54.9

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	48	8	16.7	66	15	22.7	84	18	21.4
	うち一般行政職	40	8	20.0	38	12	31.6	44	13	29.5
支庁・地方事務所等	計	34	3	8.8	50	22	44.0	64	22	34.4
	うち一般行政職	17	0	0.0	33	14	42.4	40	15	37.5
全体	計	82	11	13.4	116	37	31.9	148	40	27.0
	うち一般行政職	57	8	14.0	71	26	36.6	84	28	33.3
再掲	警察関係	25	1	4.0	40	5	12.5	56	10	17.9
	教育委員会	5	1	20.0	10	7	70.0	8	5	62.5

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎				
課長補佐相当職	○		○			○	◎				
係長相当職	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,185	156	13.2
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	247	88	35.6
うち上級	142	40	28.2
うち一般行政職	144	64	44.4
うち上級	79	29	36.7
うち警察関係	72	17	23.6
うち上級	44	7	15.9

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	秋田県職員旧姓使用取扱要綱、秋田県警察職員の旧姓使用について(例規)
該当部分の条文(本文)	<p>▼秋田県職員旧姓使用取扱要綱(旧姓の使用)</p> <p>第二条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法律及び条例等の規定に反するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>▼秋田県警察職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>第1 この要綱は、秋田県警察職員(以下「職員」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図面及び電磁的記録(以下「文書等」という。)に使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)		うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)		
30	2	6.7	4	0	0.0	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	秋田県北部男女共同参画センター		愛称・通称	北部ハーモニープラザ		
設置年月日(西暦)	2002年7月30日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：017-0842 住 所：秋田県大館市字馬喰町48番1 電話番号：0186-49-8552 FAX番号：0186-49-8589 ホームページ：https://akita-h-danjo.jimdofree.com/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任 用)期間の 定めがない 職員)	3 人、	非常勤 (雇用(任 用)期間 の定めが ある職 員)	1 人	予算額	2023年度 2,600 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) ○ 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの設置、イベントの実施) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項：)					

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定(2件目)

名 称	秋田県中央男女共同参画センター		愛称・通称	ハーモニープラザ		
設置年月日	(西暦) 2001年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：010-0001 住 所：秋田県秋田市中通二丁目3番8号(アトリオン6階) 電話番号：018-836-7853 FAX番号：018-836-7854 ホームページ：https://akitawmc.com/					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：NPO法人いきいきFネット秋田) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：NPO法人いきいきFネット秋田) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任 用)期間の 定めがない 職員)	5 人、	非常勤 (雇用(任 用)期間 の定めが ある職 員)	5 人	予算額	2023年度 2,299 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 一般相談等) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの設置、イベントの実施) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項：)					

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	秋田県南部男女共同参画センター		愛称・通称	南部ハーモニープラザ	
設置年月日	(西暦)	2002年7月30日	施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：013-0046 住 所：秋田県横手市神明1番9号 電話番号：0182-33-7018 FAX番号：0182-33-7038 ホームページ：http://www.akita-south-jender.org/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	2 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	2 人	予算額 2023年度 2,853 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) ○ 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの設置、イベントの実施) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項：)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔内容： 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 ○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ ○ 6. 補助金等の交付〔 名 称 : 概 要 : ○ 7. その他〔 内容 : 市町村男女共同参画推進状況調査の実施 〕	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他〔 内容 : 〕
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	152,734	155,848	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	○
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	○
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○		
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○		
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			○	○
	⑬ その他	○	○		

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	男女イキイキ職場宣言事業所協定(2,5,6,7,8)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	秋田県女性の活躍推進企業表彰(2,5,6,12)、秋田県子ども・子育て支援知事表彰(2,7,8,9,10,12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	あきた女性の活躍推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	秋田県男女の意識と生活実態調査
問17-1 公表周期		1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合 5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画ウェブサイト ・ 男女共同参画推進月間 ・ メディアによる情報発信 ・ 女子学生による県内企業の魅力発信 ・ 人口の社会減と女性の定着に関する情報発信	「あきた女性の活躍応援ネット」を運営し、男女共同参画や女性の活躍推進に関する様々な情報を提供する。 男女共同参画推進月間(6月)に広報啓発を行うとともに、「ハーモニーフェスタ2023」を開催し、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深める。 女性の活躍推進に取り組む企業の好事例を映像コンテンツやリーフレットなどあらゆるチャネルを活用して情報発信し、県内企業へ横展開しながら、企業経営者等の理解促進や意識啓発を図る。 県内外の女子学生が女性が活躍する県内企業を訪問し、職場風景や企業の取組のほか女性従業員のライフスタイルについての取材記事を作成し、同世代の若年女性が興味を持つような企業情報等を発信する。 男女間等のアンコンシャス・バイアスを払拭し、女性や若い世代の雇用、若年層の地域定着について考える機会として、フォーラムを開催する。 ※(公財)東北活性化研究センターとの共催	100人 12社 20社 100人~150人	通年 6月 7月~3月 10月 7月
2. 表彰 ・ 秋田県男女共同参画社会づくり表彰 ・ 秋田県女性の活躍推進企業表彰 ・ 秋田県子ども・子育て支援知事表彰	男女共同参画社会実現に向けて、これまで地道な活動を重ねてきた個人又は団体並びに従来女性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた女性又は団体及び従来男性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた男性又は団体を対象として表彰する。 女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりの取組が顕著であり、女性の活躍推進の一層の推進が期待される企業を対象として表彰する。 子ども・子育て支援に関する取組が顕著であり、仕事と家庭・育児の両立支援の一層の推進が期待される企業を対象として表彰する。	2者 4社 2社	6月 11月 11月
3. 講座 ・ 男女共同参画センターにおける各種講座	県内3か所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくり基礎講座、地域で活躍する人材を育成するための講座、女性の管理職やリーダーを育成するための研修会を開催する。		通年
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 専門相談(法律)	中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する一般相談を実施する。 中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する法律相談を実施する。		通年 年6回
5. 情報収集・提供 ・ 図書、ビデオ、資料等の収集、展示、貸出し	県内3か所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書等の購入、配架、貸出しを行う。		通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画苦情調整員	性別による人権侵害等、男女共同参画の推進を阻害する行為による被害に係る苦情の調整を行う。		必要時
7. 交流促進 ・ 男女共同参画センター利用者懇談会 ・ 女性の活躍推進プロジェクト「ラウンドテーブル」 ・ あきたの男女共同参画連携会議 ・ 女性人材の活用促進	県内3か所の男女共同参画センターにおいて、利用団体相互の交流促進と男女共同参画への関心と理解を深める。 働く女性のネットワークを官民一体で構築し、相互研鑽を行うラウンドテーブルをウェブの活用により定期的に開催する。 男女共同参画センター、あきたF・F推進員、女性人材登録名簿登録者等を対象に、スキルの向上、情報共有、相互研鑽等を目的とする連携会議を開催する。 活動分野別に女性人材を登録名簿へ登録し、ウェブサイトで公表するとともに、県民による人材活用に向けた周知を行う。	60人 80人	10月(センター毎に実施) 四半期毎に年4回 9月 通年
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画職場づくり事業 ・ 男性の家事・育児参画意識醸成事業 ・ 「あきた女性活躍・両立支援センター」による企業への総合的支援 ・ 女性活躍の推進に取り組む企業に対する関連経費への補助 ・ 企業ネットワークの構築への支援 ・ あきた女性の活躍推進会議等の開催	県の入札参加資格審査において、一定の条件を満たす事業者に評点を付与することで、企業・職場における男女共同参画と男女がともに働きやすい職場環境づくりを促進する。 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備や、男性の家事・育児参画を促進するための企業向けセミナーを開催する。 企業における女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスに関する対応をワンストップ化し、女性活躍・両立支援推進員の企業訪問による制度周知等の啓発や相談への対応のほか、女活法・次世代法に基づく行動計画の策定や取組を実践する企業に対して指導・助言できる専門アドバイザー(社会保険労務士)を派遣するなど、企業へのサポートを総合的に実施する。 「えるぼし」認定基準以上の数値目標を一般事業主行動計画に定め、その目標の達成に向けた取組を実施し、又は目標を達成した中小企業に対し、職場環境の整備や女性従業員の採用・登用等の促進に要する経費を補助する。 地域で女性活躍推進の核となる企業を育成し、その企業が中心となって好事例が地域に展開されるための企業間ネットワークを構築する。 経済団体、労働団体、行政等の関係機関による情報共有や意見交換を行い、女性の活躍推進の気運醸成と女性が活躍できる環境づくりを推進する。	10社 150人	4月~1月 11月 通年 通年 7月~2月 10月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 市町村男女共同参画推進状況調査 ・ あきたの男女共同参画(年次報告)	市町村における男女共同参画推進状況等を把握し、その庁内体制の確立のための主体的な取組への支援を行うため、調査を行う。 第5次秋田県男女共同参画推進計画の進捗状況や、市町村及び男女共同参画センターの状況をとりまとめた年次報告を作成する。		7月 12月

<p>11. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> あきたF・F推進員の養成・スキルアップ 地域連携ネットワーク会議 	<p>あきたF・F推進員の新規候補者及び更新対象者に対する研修及び認定を行い、地域における男女共同参画社会づくりの推進的役割を担う人材を養成する。</p> <p>あきたF・F推進員や地域で活動している女性団体等を支援し、ネットワーク化を図るとともに、地域における男女共同参画社会づくりの推進的役割を担う人材を養成する。</p>	<p>3月(認定式)</p> <p>年2回(各男女共同参画センター毎に実施)</p>
--	---	--

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議会名	秋田県議会																							
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	<p>1. 明記した規定がある。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。</p>	1																						
<p>(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間</p> <p>【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。</p> <p>2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。</p>	<p>1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。</p> <p>2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。</p> <p>3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。</p> <p>4. 期間の定めはない。</p>	3																						
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	<p>1. 産前産後期間を明記した規定がある。</p> <p>2. 産前産後期間を明記した規定はない。</p>	1																						
規則名	秋田県議会会議規則																							
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>(欠席の届出)</p> <p>第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席することができないときは、当該出産の予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>																							
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	<p>1. あり</p> <p>2. なし</p> <p>3. その他()</p>	2																						
規則名																								
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容																								
議会の欠席事由として、明記した規定の有無																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 1567 831 1694"></td> <td data-bbox="831 1567 1631 1694"> <p>1 個別の各事由を明記した規定がある。</p> <p>2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。</p> <p>3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。</p> <p>4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p> </td> <td data-bbox="1631 1567 1722 1694"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1694 831 1739">配偶者の出産</td> <td data-bbox="831 1694 1631 1739">1</td> <td data-bbox="1631 1694 1722 1739"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1739 831 1783">育児</td> <td data-bbox="831 1739 1631 1783">1</td> <td data-bbox="1631 1739 1722 1783"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1783 831 1828">家族の看護</td> <td data-bbox="831 1783 1631 1828">1</td> <td data-bbox="1631 1783 1722 1828"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1828 831 1872">家族の介護</td> <td data-bbox="831 1828 1631 1872">1</td> <td data-bbox="1631 1828 1722 1872"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1872 831 1917">疾病</td> <td data-bbox="831 1872 1631 1917">1</td> <td data-bbox="1631 1872 1722 1917"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="245 1917 831 1923">その他</td> <td data-bbox="831 1917 1631 1923">1</td> <td data-bbox="1631 1917 1722 1923">公務、家族の弔事</td> </tr> </table>		<p>1 個別の各事由を明記した規定がある。</p> <p>2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。</p> <p>3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。</p> <p>4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p>		配偶者の出産	1		育児	1		家族の看護	1		家族の介護	1		疾病	1		その他	1	公務、家族の弔事			
	<p>1 個別の各事由を明記した規定がある。</p> <p>2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。</p> <p>3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。</p> <p>4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p>																							
配偶者の出産	1																							
育児	1																							
家族の看護	1																							
家族の介護	1																							
疾病	1																							
その他	1	公務、家族の弔事																						
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	<p>1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</p> <p>2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</p> <p>3. 設置または提供する予定である。</p> <p>4. なし</p>	1																						
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	<p>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</p> <p>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</p> <p>3. 設置または提供する予定である。</p> <p>4. なし</p>	2																						
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	<p>1. 行っている。</p> <p>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</p> <p>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p>	1																						
行っている取組 ※実施しているもの:○	<p>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</p> <p>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</p> <p>3. その他 (秋田県職員に対するハラスメント(セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント)の防止について、議会運営委員会において申し合わせ、各議員へ文書通知している。)</p>	○																						
規則名																								
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容																								
ハラスメント防止に関する議員向け研修	<p>1. 行っている。</p> <p>2. 行っていないが、今後、行う予定である。</p> <p>3. 行っておらず、今後、行う予定もない。</p>	2																						
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	<p>1. 研修において利用している。</p> <p>2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。</p> <p>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</p>	2																						

男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。	2
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	
規 則 名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { }
計画、指針名	秋田県地域防災計画
該当部分の規定	<p>第2編 一般災害対策 / 第1章 災害予防計画 / 第5節 避難計画</p> <p>第2 市町村の実施範囲</p> <p>12 多様な視点を取り入れた体制の整備</p> <p>市町村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市町村の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。(略)</p> <p>第3 県の実施範囲</p> <p>10 県は、女性の視点に立った災害対応の重要性を踏まえ、秋田県男女共同参画センターの指定管理者と協議し、災害時には、被災者の中でも特に女性被災者のための相談窓口を同センター内に設置するものとする。(略)</p>

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2021年4月20日	~	2025年4月19日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	61	7	11.5	
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	7	11.7	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	12	2	16.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	11	4	36.4	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	26	3	11.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	32	7	21.9	
	7 精神医療審査会	25	4	16.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				審議案件発生時に委員を選任して設置
	9 都道府県医療審議会	18	4	22.2	
	10 准看護師試験委員会	11	6	54.5	
×	11 麻薬中毒審査会				審議案件発生時に委員を選任して設置
	12 地方社会福祉審議会	21	6	28.6	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	13	2	15.4	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	2	18.2	
	15 国民健康保険審査会	9	1	11.1	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				県連合会なく、設置なし
	17 都道府県森林審議会	14	5	35.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	16	4	25.0	
	22 開発審査会	5	1	20.0	
	23 私立学校審議会	10	5	50.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	22	1	4.5	
×	25 公害健康被害認定審査会				指定地域外につき、設置なし
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				対策地域外につき、設置なし
×	27 都道府県児童福祉審議会				12と統合
	28 地方港湾審議会	22	7	31.8	
×	29 土地区画整理審議会				県施行事業なく、設置なし
	30 教科用図書選定審議会	20	11	55.0	
	31 介護保険審査会	15	5	33.3	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	75	11	14.7	
	34 警察署協議会	119	52	43.7	
×	35 土地収用事業認定審議会				審議案件発生時に委員を選任して設置
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				条例設置の個人情報保護審査会に統合
	37 都道府県国民保護協議会	60	5	8.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
×	39 市街地再開発審査会				県施行事業なく、設置なし
×	40 都道府県職員委員会				
	41 自然再生協議会	16	1	6.3	
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	0	0.0	法律、会計又は公益法人に係る活動に関する優れた見識が求められ、県内において候補となる人材に限られる。
	43 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
	44 留置施設視察委員会	4	2	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	27	0	0.0	全委員を職務指定しており、女性の該当者がいない。

	46	指定難病審査会	10	0	0.0	特定の診療科や疾病に関する高度の専門性が求められ、候補となる人材に限られる。
	47	小児慢性特定疾病審査会	2	0	0.0	特定の診療科や疾病に関する高度の専門性が求められ、候補となる人材に限られる。
	48	行政不服審査会	9	3	33.3	
	49	地域医療対策協議会	20	5	25.0	
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	5	3	60.0	
	51	登録審査委員(銃砲刀剣類所持等取締法14条)	3	0	0.0	刀剣に関する高度の専門性と職務の特殊性に伴う信頼性、実績が求められ、候補となる人材に限られる。
×	52	環境教育等推進協議会(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条の2)				4月1日現在で委員未選任
	53					
	54					
	合 計		775	190	24.5	
	女性委員0の審議会数		5			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	財務管理、経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、委員の候補となり得る人材に限られる。
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	0	0.0	漁業等に従事し、委員の候補となり得る人材に限られる。
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	61	16	26.2	
	女性委員0の委員会数	2			